

令和3年度集団指導資料

障害福祉サービス事業所等の運営上の留意点について（報酬改定含む）

障害児通所支援

群馬県健康福祉部障害政策課
地域生活支援係



令和3年度報酬改定における主な改定内容

- 1 医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定
- 2 人員基準の見直し
- 3 家族支援の評価の見直し
- 4 個別サポート加算の創設
- 5 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設
- 6 障害者虐待防止の更なる推進
- 7 身体拘束等の適正化
- 8 人員基準における両立支援への配慮等
- 9 その他の留意事項(変更届出書等の提出)



1 医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定

いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した判定基準に見直すとともに、児童発達支援と放課後等デイサービス基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

医療濃度に応じ、「3：1（新スコア15点以下の児）」「2：1（新スコア16～31点の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護師配置をした場合に以下の区分に応じた基本報酬を算定。

(例)児童発達支援事業所（10人定員）の場合の単価※一般事業所

医療的ケア区分3（32点以上）	2,885単位/日
医療的ケア区分2（16～31点）	1,885単位/日
医療的ケア区分1（15点以下）	1,552単位/日
医療的ケアなし	885単位/日



2 人員基準の見直し

(1) 看護職員の基準人員の取扱いの見直し

医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする。

※ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は、看護職員加配加算により配置する看護職員を除く



2 人員基準の見直し

(2) 障害福祉サービス経験者の取扱いの見直し

専門性及び質の向上に向けて、「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみにより人員基準を見直すこととする。（令和3年4月1日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける）

[現行]

指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上になるよう配置。（放課後等デイサービスも同様）

[見直し後]

指定児童発達支援の単位ごとに、児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は、保育士の合計数が、障害児の数の区分に応じ、それぞれ定める数以上になるよう配置。（放課後等デイサービスも同様）

※令和3年4月1日時点で、指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける



3 家族支援の評価の見直し

(1) 訪問支援特別加算の家庭連携加算への統合

家庭支援の充実を図るため、訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合した上で、要件を見直す。

[現行]

家庭連携加算（月2回を限度）

- ① 1時間未満 187単位/回
- ② 1時間以上 280単位/回

訪問支援特別加算（月2回を限度）

- ① 1時間未満 187単位/回
- ② 1時間以上 280単位/回

[見直し後]

家庭連携加算（月4回を限度）

- ① 1時間未満 187単位/回
- ② 1時間以上 280単位/回



3 家族支援の評価の見直し

(2) 事業所内相談支援加算の見直し

事業所内相談支援加算について、個別の相談援助だけではなく、グループでの面談等も算定可能とするなどの見直しを行う。

新設の事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、2人から8人までを1組としてグループでの相談援助を行った場合に算定可能。

[現行]

事業所内相談支援加算（月1回を限度） 35単位/回

[見直し後]

事業所内相談支援加算（Ⅰ、Ⅱそれぞれ月1回を限度）

- | | | |
|---|---------------------|---------|
| ① | 事業所内相談支援加算（Ⅰ）（個別） | 100単位/回 |
| ② | 事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループ） | 80単位/回 |



4 個別サポート加算の創設

(1) 個別サポート加算 (I)

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援は5領域11項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算を創設する。

上記のスコアを用いて、加算要件に該当すると市町村が認めた障害児について、1日につき所定単位数を加算する。

個別サポート加算 (I) 100単位/日

※ただし、重症心身障害児の基本報酬を算定している場合は、個別サポート加算 (I) は算定できない。



4 個別サポート加算の創設

(2) 個別サポート加算 (Ⅱ)

虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や要保護児童対策地域協議会、医師との連携により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援することを評価する加算を創設する。

連携先機関等と要支援児童等への支援の状況等について共有しながら支援をすることについて、個別支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。この場合、保護者の心情に十分に留意すること。

個別サポート加算 (Ⅱ) 125単位/日



5 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設

(1) 児童指導員等加配加算の見直し

経営状況等を踏まえて、児童指導員等加配加算(Ⅰ)の報酬単価を見直すとともに、児童指導員等加配加算(Ⅱ)を廃止する。(専門的支援加算が新たに創設されたため、児童指導員等加配加算(Ⅱ)は廃止)

(例)児童発達支援事業所(10人定員)の場合の単価※一般事業所

[現行]

児童指導員等加配加算(Ⅰ) 91単位～209単位/日

児童指導員等加配加算(Ⅱ) 91単位～209単位/日

[見直し後]

児童指導員等加配加算(Ⅰ) 90単位～187単位/日



5 児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設

(2) 専門的支援加算の創設

支援の質を向上させる観点から、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科履修者）を1名以上加配（常勤換算による算定）して行う支援を評価する加算を創設する。

児童発達支援における専門的支援加算の算定要件については、対象となる未就学児への支援に当たり、特に集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要であることから、児童福祉事業について5年以上経験のある保育士・児童指導員についても、専門職の職種の対象に含めることとする。（放デイは対象外）

※5年以上経験のある保育士は理学療法士等に含まれます。

(例)児童発達支援事業所（10人定員）の場合の単価※一般事業所

専門的支援加算	理学療法士等を配置する場合	187単位/日
	児童指導員を配置する場合	123単位/日



6 障害者虐待防止の更なる推進

障害者虐待防止の更なる推進を図るための取組を義務化する。

運営基準において、次の事項を義務化【経過措置 1 年：令和 4 年度から義務化】

- 従業員への研修の実施
- 虐待防止委員会の設置、検討結果の周知
- 虐待の防止等のための責任者の設置

[現行]

- ① 従業員への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業員への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底（義務化）
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）



7 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化の更なる推進を図るため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

[現行]

- ① 身体拘束等を行う場合の記録作成すること。

[見直し後]

- ① 身体拘束等を行う場合の記録作成すること。
 - ② 身体拘束等適正化のための検討委員会を定期開催し、検討結果の周知徹底を図ること。
 - ③ 身体拘束等適正化のための指針の整備すること。
 - ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- ※ ②～④については、令和3年4月から努力義務化、令和4年4月から義務化

身体拘束廃止未実施減算 5単位/日

上記①～④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。

※ ②～④については令和5年4月から適用



8 人員基準における両立支援への配慮等

障害福祉現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件及び「常勤換算」要件を一部緩和する見直しを行う。また、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）の措置を講じる。

（1）常勤要件及び常勤換算要件の一部緩和

- ① 育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する職員
週30時間以上の勤務で → 常勤扱い
常勤換算「1」扱い
- ② 基準上「常勤」配置が求められる職員が産前産後休業、育児・介護休業等を取得
→同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで対応可能

（2）適切な職場環境維持（ハラスメント対策）の措置

運営基準において、ハラスメント対策を義務化（令和3年4月から義務化）



9 その他の留意事項(変更届出書等の提出)

(1) 変更届出書の提出 (指定内容の変更)

指定内容等に変更が生じたときは、10日以内に届出書の提出が必要。

[届出の提出が必要な事項]

- | | |
|---------------|--------------------------|
| ① 事業所の名称 | ⑦ 事業所の平面図及び設備 |
| ② 事業所の所在地 | ⑧ 事業所の管理者の氏名及び住所 |
| ③ 設置者の名称 | ⑨ 事業所の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所 |
| ④ 主たる事業所の所在地 | ⑩ 主たる対象者 |
| ⑤ 代表者の氏名及び住所 | ⑪ 運営規程 |
| ⑥ 登記簿の謄本又は条例等 | ⑫ 協力医療機関の名称及び契約内容 |

※事業所の移転や平面図及び設備の変更の場合は、現地確認が必要なため、原則変更予定日の1ヶ月前までに事前確認、事前相談をすること。



9 その他の留意事項(変更届出書等の提出)

(2) 運営内容変更届の提出

従業員(管理者、児童発達支援管理責任者を除く)や重要事項説明書に変更が生じたときは、10日以内に届出書の提出が必要。

前回の届出から6ヶ月以内に生じた変更については、その都度届出を行うことを省略し、前回届出時から少なくとも6ヶ月以内に届出を行うことでも足りるものとし、前回届出以降変更分をまとめて届出してください。

※ただし、次のいずれかに該当する場合はその都度提出が必要

- ①変更により人員基準を満たさなくなる場合。
- ②加算や減算の変更、廃止等を伴う場合。
- ③管理者又は児童発達支援管理責任者についても変更が生じる場合。(この場合はあわせて、その他の従業者の変更についても届出をする。)
- ④その他人員配置の状況を確認するため必要があると認められる場合。
 - ・サービス提供日やサービス提供時間を増やした場合。
 - ・基準不適合が判明し、人員基準の状況を確認する必要がある場合。
 - ・別の事業所開設により、既設事業所の人員配置を確認する必要がある場合。 等



9 その他の留意事項(変更届出書等の提出)

(3) 廃止・休止・再開届出書の提出

事業を廃止・休止・再開する場合は、予定日の1ヶ月前までに届出書を提出。

休止・廃止のときは、当該サービスを利用していた者が、引き続き必要な障害福祉サービスを利用できるよう、必ず連絡調整やその他の便宜の提供を行うこと。



9 その他の留意事項(変更届出書等の提出)

(4) 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書(加算等の変更)

指定権者に届出が必要な加算等に変更がある場合は、期限までに届出書を提出。

①加算の追加、単位数が増加する変更の場合

算定を開始・変更する月の前月15日までに提出(必着)

②加算の廃止、単位数が減少する変更の場合

算定不可となる事実の発生した日から速やかに提出

※請求については、算定不可となる事実の発生した日から直ちに、算定を中止(変更)しなければならない。



9 その他の留意事項(変更届出書等の提出)

(5) 現員状況報告書の提出

毎月1日時点の事業所の利用状況等を確認するため、毎月10日までに提出。

- ①毎月1日時点での登録者数。
- ②毎月1日時点での受入可能人数。
- ③前月の利用者数
- ④前月の開所日数

※電子メールにて地区担当者あてに提出してください。





**群馬県健康福祉部障害政策課
地域生活支援係**

